

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会理事・監事の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人松川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、会長、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長については、月額報酬及び賞与を支給する。
- (2) 会長以外の役員については、出勤時間により報酬を支給する。
- (3) 松川町社会福祉協議会の職員については、報酬を支給しない。
- (4) 町の理事者及び職員が役員を兼ねる場合は、報酬を支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、松川町社会福祉協議会役員等報酬規程に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月16日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、繰り上げて支給する。
 - (2) 賞与については、毎年6月と12月とし、6月1日、12月1日にそれぞれ在職している場合、6月30日及び12月11日（これらの日が休日に当たる時はその前日）に支給する。
 - (3) 退職手当については、支給しない。
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月6日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人松川町社会福祉協議会定款第10条第2項及びその他の規程に基づき、役員等の報酬等について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員等の報酬は別表1に掲げる額とする。支払基準は別表2-2とする。

(各種委員等報酬)

第3条 評議員、心配ごと相談員、結婚相談員等社会福祉協議会事業に係る委員等の報酬は、別表2、及び別表2-2の通りとする。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (役員報酬)

| 職名 | 支給単位 | 報酬額 | 支給基準 | 備考 |
|----|------|----------|----------|-----------------------------|
| 会長 | 月額 | 100,000円 | 出勤報酬 | ● 6月賞与1ヶ月以内 ● 12月賞与1ヶ月以内 |
| 理事 | 1回 | 7,000円以内 | 〃(時間による) | |
| 監事 | 1回 | 7,000円以内 | 〃(時間による) | |

別表2 (評議員、各種委員関係)

| 役職名 | 支給単位 | 支給額 | 支給基準 | 備考 |
|------------|------|----------|---------|----|
| 評議員 | 1回 | 7,000円以内 | 出勤時間による | |
| 心配ごと相談員 | 1回 | 7,000円以内 | 出勤時間による | |
| 結婚相談員 | 1回 | 7,000円以内 | 出勤時間による | |
| 福祉推進委員 | 1回 | 7,000円以内 | 出勤時間による | |
| その他社協関係委員等 | 1回 | 7,000円以内 | 出勤時間による | |

別表2-2 (出勤時間別金額表)

| 出勤時間 | 金額 |
|-------------|--------|
| 2時間以下 | 2,900円 |
| 2時間を超え4時間以下 | 4,200円 |
| 1日(4時間超過) | 7,000円 |